

雫石町監査委員告示第2号

先に地方自治法第199号第7項の規定に基づき報告した、令和7度において町が財政的援助を与えている団体及び公の施設の指定管理者の監査に係る指摘事項及び注意事項について、措置を講じた旨報告されたので、同条第14項の規定に基づき、当該文書（写）を別紙のとおり公表する。

令和8年8月31日

雫石町監査委員 小 田 純 治
同 階 研 太



零 総 第 0808027 号

令 和 8 年 8 月 3 1 日

零石町代表監査委員 小 田 純 治 様

零石町長 猿 子 恵 久



財政援助団体等監査の指摘事項等に基づき講じた措置について

標記のことについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定に基づき、
下記のとおり通知します。

記

- (1) 新岩手南部和牛改良組合零石支部、新岩手農業協同組合零石牛肥育部会
(肉用牛振興対策事業費補助金)

[意見]

繁殖牛若者増頭事業については、補助対象となる頭数が年々減少していることから、対象
年齢の幅を広げるなど今後の補助金のあり方について検討されたい。

[措置方針]

肉用牛振興対策事業は、毎年畜産情勢（子牛市場価格、枝肉価格など）を考慮しながら、
7つある補助項目について見直しを行い、要綱を改正しております。

今後も、町内畜産農家に寄り添った事業となるよう、畜産情勢を見極めつつ、補助項目の
変更、廃止、新設などを検討してまいります。

- (2) 岩手県立零石高等学校教育振興協議会
(零石高等学校将来ビジョン推進事業費補助金)

[注意事項]

補助金交付申請に添付する収支予算書の記載に誤りがあった。零石町補助金交付規則に基
づき適正な事務処理をされたい。

[措置方針]

補助金交付団体に改善注意事項を伝え、収支予算書の差替えを行いました。

[意見]

入学奨励金及び就学奨励金については、新岩手農業協同組合以外の金融機関の口座に振り込む場合、現金を引き出した後、振込手数料削減のため各金融機関へ現金を持ち歩き、ATMや窓口で振込を行っている。事務が煩雑であり、現金を持ち歩くリスクも伴うため、振込手数料を補助対象とすることを検討されたい。

[措置方針]

今後、他課が実施している類似補助金の交付形態（要綱や取扱状況等）を確認し、間接的な事業費（振込手数料）に対して補助金交付が可能か検討します。

(3) 特定非営利活動法人しずくいし・いきいき暮らしネットワーク

(コテージむら管理センター・雫石町体験農園の指定管理)

[意見]

雫石町体験農園を利用する場合、使用許可申請書を指定管理者に提出し、それを受けて指定管理者は使用許可書を交付するものとされているが、実際は、申請書を受け付けた後、許可書を交付していないことを確認した。利用者が安心して農園を利用できるよう施行規則に基づいた事務手続きをされたい。

[措置方針]

体験農園の利用手続きにおいて、施行規則に基づき、利用者に対し使用許可書を交付するように指定管理者に指示し、今年度分から交付されるよう改善しました。

(4) 西山牧野農業協同組合

(網張温泉ありね山荘の指定管理)

[意見]

令和7年度の決算は2,925,961円の損失であった。令和7年1月に発生した元湯での雪崩により給湯施設が損壊し約4カ月間休業したことが原因である。このような災害等による長期休業を余儀なくされた場合の対応について、今後検討されたい。

[措置方針]

今後、同様のケースで災害等の指定管理者の責に寄らない長期休業が生じた場合は、施設の安定的な管理に影響が出ないよう指定管理者と協議のうえ損失の補填も含めた必要な対応を検討します。

(5) 特定非営利活動法人わらしやんど雫石
(雫石町児童館の指定管理)

[指摘事項]

①基本協定第7条では、指定管理業務のため固有の金融口座を開設し、独立した会計処理を厳正に行うことを明記している。しかしながら、金融口座を設けてはいるものの、指定管理業務における出納簿がなかった。会計処理の正確性を確保するためにも出納簿を整備されたい。

②業務報告書について、当初提出された決算書の額と監査中に提出された訂正後の決算書の額とでは約50万円の相違があった。請求書などの証憑や帳簿書類など計上の根拠となる資料に基づき正確かつ適正な収支決算書を作成するように指導されたい。

[措置方針]

①監査終了後、指定管理者より令和7年度決算における出納簿の提出を受け、内容を確認しました。今後、年度末の実績報告の際には収支決算書とともに出納簿・支出伺書の確認を行うこととしました。

②収入・支出科目の整理において誤りがあり、決算書提出後に訂正を行ったものであったことから、今後は計上の根拠となる資料を基に、予算区分に応じた正確な仕分けによる適正な収支決算書の作成とするよう指導を行いました。

[意見]

①利用者数は令和5年度5,051人と比較し、令和7年度は7,635人となっており、年々増加している。平日の利用者については40人程度あることから、利用者の安全確保のためにも職員の増員を検討されたい。

②金融機関から短期借入で9月に50万円借入し、指定管理料入金後に返済し、更に3月に50万円借入し、翌年の指定管理料入金後に返済というサイクルで繰り返し借入があることから厳しい事業運営であることが推測される。このような事業運営が続く状況であれば、指定管理が維持できるか非常に不安である。借入が必要となった原因を検証し、改善方法を受任者と委任者の双方で協議されたい。

[措置方針]

①児童館は職員配置や利用定員などの規定がなく、現在は混雑時職員3人態勢で対応していますが、来館者の増加に対応するため職員1名の増員について検討するよう指示しました。

②7年度決算の内容を改めて確認した結果、自主事業実施分において収入額を支出額が上回っていることが判明したことから、今後の自主事業の内容を検討するよう指導するとともに、指定管理料の支払方法について変更することとし、今後の事業運営の改善のため、受任者とのこまめな情報共有を行うこととしました。